



ごみ発電を活用した

電力地産地消事業の協定を締結

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合は、本日、令和6年5月29日(水)に、令和7年10月から稼働する新ごみ焼却施設によるごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る協定を締結しました。

これは、地球温暖化が要因とみられる気候変動により、世界各地で自然災害が頻発し、国内においても猛暑やゲリラ豪雨などによる甚大な被害が発生しており、その地球温暖化の主な要因となる温室効果ガスの削減に資する、脱炭素社会の実現に向けた取り組みです。

新ごみ焼却施設のごみ発電により創られたクリーンな電力は、二酸化炭素の排出がゼロと定義されており、地域で生産された電力を、小平市、東大和市、武蔵村山市の庁舎や小学校などの公共施設の電力として使用するとともに、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設や資源物中間処理施設で使用いたします。

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合は、ごみ発電による電力地産地消事業はもとより、引き続き、脱炭素社会に向けた取り組みを協力して推し進めてまいります。



Q1 電力地産地消とは？

地元の資源（家庭から出る可燃ごみ）を活用してごみ発電により電力を生み出し、地元である小平市、東大和市、武蔵村山市で使うことです。

Q2 どうして地産地消事業をするの？

ごみ発電により創られた電力が可燃ごみ由来のもので、二酸化炭素の排出のないクリーンな電力のため、公共施設の電力に使用することで小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合は、脱炭素社会の実現に向けて協力して取り組むためです。

Q3 ごみ発電はいつからで、年間どのくらい発電するの？

ごみ発電は、新ごみ焼却施設が稼働する令和7年10月1日からを予定しています。

年間の発電量は、約6,000キロワットで、ご家庭の年間の使用量に換算すると、約12,000世帯分の電気量になります。



左から、和地副管理者（東大和市長）、小林管理者（小平市長）、山崎副管理者（武蔵村山市長）

3市長に、組合議会の木戸岡議長（左）と清水副議長（右）

